火薬類輸入届について

１　火薬類を輸入した時は都道府県知事又は公安委員会への届出が必要です。

火薬類を輸入したときは、その旨を、輸入許可を受けた公安委員会又は鳥取県知事に届け出てください。

２　手続きに必要な書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 書類 | 部数 | 備考 |
| 火薬類輸入届（様式第２８） | 1 | 控えが必要な時は、副本とともに２部提出すること。 |

３　手数料

　　不要

４　届出の方法

届出に必要な書類を、次の届出先に郵送、又は持参してください。

|  |
| --- |
| 鳥取県危機管理局消防防災課  〒６８０－８５７０  　鳥取市東町一丁目２７１番地  　電話　０８５７－２６－７０６３  　ファクシミリ　０８５７－２６－８１３９  　電子メール　shoubou@pref.tottori.lg.jp |

様式第２８（規則第４７条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| ×整 理 番 号 |  |
| ×受　理　日 | 年　　月　　日 |

火 薬 類 輸 入 届

年　　月　　日

　鳥　取　県　知　事　様

（代表者）氏名

|  |  |
| --- | --- |
| 名　　　　　　　　称 |  |
| 事務所所在地(電話) |  |
| 職　　　　　　　　業 |  |
| (代表者) 住所氏名(年齢) |  |
| 火薬類の種類及び数量 |  |
| 輸入許可番号 |  |
| 積載船名 |  |
| 陸揚日 |  |
| 貯蔵又は保管場所 |  |

備考 １　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

　　　２ ×印の欄は、記載しないこと。